

甲府市立湯田小学校PTA会則

第1章 名称

第1条 [名称] この会は、甲府市立湯田小学校PTA(以後「この会」という。)といい事務局を甲府市立湯田小学校内に置く。

第2章 会員

第2条 [会員の資格] この会の会員は、次の各項の1に該当する者とする。

- 1 湯田小学校に在学する児童の父母及びこれに代わる保護者。
- 2 湯田小学校の教職員(但し、運営委員・事務局員・顧問以外の役員にはならない。)

第3章 目的と事業

第3条 [目的] この会は、会員が一体となり、相互の親密化を図り、教育について理解を深め、児童のよりよい環境をつくりつつ、児童の幸福の拡大と、学校教育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 [事業] この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 調査・研究・視察・機関誌の発行等、児童の教育に寄与するための協力的活動。
- 2 学校の施設・設備の維持と改善を図るための協力的活動。
- 3 教育問題についての講演会(研修会)・座談会及び相互理解を深めるための諸行事。
- 4 その他、この会の目的を達成するために必要な諸行事。

第4章 役員

第5条 [役員構成] この会の役員は、湯田小学校の児童の保護者及び教職員の中から選出し、次の定数とする。

会長1名・副会長4名以上・事務局長1名・会計1名の本会役員、運営委員若干名・会計監査2名以上。但し必要に応じて本会委員若干名を置くことができる。

第6条 [兼務できない役員] 会長・副会長・会計及び会計監査、運営委員のうち専門部長・甲府市小中学校PTA連合会担当者は他の役員を兼務することができない。

第7条 [役員選出] 第5条の役員選出方法は次の通りとする。

- 1 会長は、運営委員会において会員中より選出し、総会の承認を得て決定する。
- 2 副会長及び会計は会長が委嘱し、総会の承認を得て決定する。
- 3 事務局長には、会長の委嘱により教頭があたる。
- 4 運営委員は、保護者のうち学年委員長・学級代表、専門部長・副部長及び甲府市小中学校PTA連合会担当者、職員のうち学年主任教師及び専門部担当主任教師とする。
- 5 会計監査及びは会員中より選出し、総会の承認を得て決定する。

第8条 [会長の任務] 会長の任務は次の通りとする。

- 1 この会を総括し、会を代表する。
- 2 総会及び運営委員会を招集し、その運営にあたる。

第9条 [副会長の任務] 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第10条 [事務局長の任務] 事務局長は事務局を代表し、次の事項について掌握する。

- 1 会議の議事録及びこの会の活動に関する記録の作成，書類の保管，その他庶務に関すること。
- 2 この会の会計事務の処理及び財産に関すること。

第11条 [運営委員の任務] 運営委員は，第22条に規程する運営委員会の任務を遂行する。

第12条 [会計の任務] 会計はこの会の会計の任にあたる。(但し，事務の一部を学校職員に委託することができる)

第13条 [会計監査の任務] 会計監査は，この会の会計を監査し総会において報告する。

第14条 [任務] この会の役員の任期は1カ年とし，再選は妨げない。但し，補充による役員の任期は前任者の残存期間とする。

第15条 [顧問] この会に校長は顧問として参画する。なお必要に応じて校長の他顧問をおくことができる。

第5章 総会

第16条 [構成と会の成立] 総会は，第2条の会員によって構成し，この会の最高議決機関である。会員の，委任を含む過半数の出席によって成立する。

第17条 [定期総会] 定期総会は，年一回4月に開催することを原則とする。

第18条 [決議事項] 総会は次の事項を決議する。

- 1 決算の承認。
- 2 会計監査報告の承認。
- 3 予算の審議と承認。
- 4 事業計画の審議と承認。
- 5 会長及び副会長・会計・会計監査の承認。
- 6 会則の変更。
- 7 その他，この会の活動に必要な重要事項の審議と決定。

第19条 [臨時総会] 次の各号の1に該当するときは，臨時総会を開催する。

- 1 運営委員会の決議を経て，会長が必要と認めたとき。
- 2 学年委員(全学年)の3分の1以上から，議題を示して請求があったとき。

第20条 [議決] 総会の議事は，出席者の過半数の賛成によって決定する。

第6章 運営委員会

第21条 [構成] 運営委員会は，会計監査を除く役員及び，第7条に規程する運営委員と顧問及び事務局長と庶務によって構成する。

第22条 [定例会議と任務] 運営委員会は，原則として毎月(8月を除く)1回開催し，次の事項を行う。

- 1 予算の編成及び予算の構成。
- 2 事業計画の立案。

- 3 総会に提出する，議案及び報告書の作成。
- 4 運営委員を除く役員に欠員を生じた場合の補充。
- 5 寄付の受け入れ。
- 6 必要のある場合，特別委員会の設置。
- 7 学年委員会及び専門部より提出された事項の処理。
- 8 規程，内規等の原案の作成と処理。
- 9 総会の議決を必要とする事項で，緊急を要する事柄の決議と処理。但し，この場合は，次の総会において承認を得なければならない
- 10 この会則の定めるもの外，総会より委任された事項の処理。

第23条 [臨時の会の開催] 次の各号の1に該当するときは，臨時に運営委員会を開催する。

- 1 会長が必要と認めるとき。
- 2 構成員の3分の1以上から，議題を示して請求があったとき。

第24条 [会の成立] 運営委員会は，構成員の委任を含む過半数の出席によって成立する。

第25条 [議決] 運営委員会の議事は，出席者の過半数の賛成で決定する。

第7章 学年部会

第26条 [構成・名称] 当該学年の児童の保護者及び担任教師全員をもって構成し，○学年部会という。

第27条 [目的] 湯田小学校PTAの事業の遂行に寄与するとともに，学年部会員相互の教養を高め，親睦を図り，学年における児童の幸福の増進と，教育の振興を助けることを目的とする。

第28条 [事業] 前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

- 1 学年PTAの事業の実践。
- 2 部会総会の開催。
- 3 学年の教育に関する研究会(研修会)・懇談会・その他，親睦的・体育的行事。
- 4 学年の教育施設等に関すること。
- 5 その他，必要な事項。

第29条 [学年会計] 本会の会計規程に従い会計事務を行う。

第30条 [学年委員会] それぞれの学年部会に学年委員会をおく。

第31条 [学年委員会の構成] 学年委員会は，当該学年部会の委員長・学年委員及び担任教師によって構成する。

第32条 [学年委員会の任務] 学年委員会は，学年部会に関する諸事項の企画・決定処理を行う。

第33条 [学年委員及び学級代表の選出] 学年委員は，毎年4月までに，学年部会総会又はこれに代わる方法により，部会員中より学級毎に若干名を選出し，その互選により学級代表1名を決める。ただし，単級学年は，学年委員長が学級代表を兼ねるものとする。

第34条 [学年委員長の選出] 学年委員長1名は，学年部会総会又は学年委員会において，当該学年部会員の中から選出する。

第35条 [委員の補充] 前条により，学年委員長が第33条の学年委員より選出された場合は，当該学級において補充者を選出する。

第36条 [学年委員長の任務] 学年委員長は学年部会を代表し、学年委員会(学年部会総会)を召集してその運営にあたり、本会と学年部会に関する諸事項を処理する。なお、学年部会が行う行事について会長(本会)に連絡する。

第37条 [学年委員会の開催] 学年委員会は、必要の都度、随時開催する。

第38条 [学年代表者会] 学年委員長が必要と認めたときは、学年委員長・学級代表及び担任教師による学年代表者会を開くことができる。

第39条 [委員の任期] 学年部会の委員の任期は、本会の役員の任期に準ずる。

第8章 専門部会

第40条 [専門部会] この会に次の専門部をおく。

- 1 交通安全部
- 2 情報活動部

第41条 [構成及び正副部長の選出] 専門部は、各学年1名の部員(学年委員が互選)、並びに当該部担当教師によって構成し、部長1名及び副部長1名(又は2名)を選出する。

第42条 [任務] 専門部会は、それぞれ次の事項に関する調査・研究及び立案を行い運営委員会に提出する。又、場合によりその運営にあたる。

- 1 交通安全部は、学校環境の維持改善に関する諸事業及び交通安全指導・児童の登下校指導等、交通安全に関する諸事項及び地域社会の基本的なルール等を学ぶ環境教育に関する諸事項。
- 2 情報活動部は、学校が行う図書・視聴覚教育事業に対する協力及びP T A新聞の発行に対する諸事項。

第9章 事務局

第43条 [事務局] この会は、湯田小学校内に事務局をおく。

第44条 [係の委嘱] 事務局に庶務係及び会計係(事務局長が教職員中より委嘱)をおく。

第45条 [庶務係・会計係の任務] 庶務係及び会計係は、事務局長(教頭)の指示を受け、第10条のそれぞれの事務を処理する。

第10章 付則

第46条 [会則の変更] この会則の変更は、第20条の規程に関わらず、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第47条 [規程] この会則に定めるものの他、この会の運営上必要な事項は、運営委員会の決議を経て規程で定めることができる。

第48条 [施行] この会則は、平成2年4月1日より改正施行する。

[改正]	平成9年4月1日	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	平成17年12月15日	平成19年4月1日	平成22年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日	平成29年4月1日